日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案 新旧対照条文 目次

0	\circ	\circ	\circ
外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律(平成八年法律第七十一号)(抄)(附則第五条関係) ・・・・・・・・・・16	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第百八十号)(抄)(第三条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)(抄)(第二条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第百三十六号)(抄)(第一条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

 \bigcirc 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第百三十六号)(抄)(第一条関係)

(傍線部分は改正部分)

第七条 附則第十三条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行の負担) (日本国有鉄道の役員又は職員であった者等に係る恩給に要する費用	団十改 す貸金 下止 し 日 る 時 の 四 正 る 借 に 日 の 利 号 に 以 期 に 長 条 前 こ 契 係 日 の 利 号 に 以 期 に	改正案
第七条 附則第十一条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行の負担) (日本国有鉄道の役員又は職員であった者等に係る恩給に要する費用	(団) (記) (記) (記) (記) (記) (記) (記) (記) (記) (記	現

いては、 第三十七条の規定により事業団が負担することとされていた費用につ 後は機構法附則第二条第一項の規定により公団の土地その他の資産を 年法律第百八十号。 法 承継する独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 日 0) という。)が、それぞれ負担する。 本鉄道建設公団(以下「公団」という。 間は附則第二条の規定により事業団の土地その他の資産を承継する (昭和六十一年法律第九十三号。 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法 以 下 「機構法」という。)の施行の日の前日まで 以下「改正前施行法」という。 が、 機構法の施行の日以 (以 下 (平成十四 機構

(機構の業務に関する特例)

2 (略)

第十三条

(略)

か、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対し、本州と四3 機構は、当分の間、機構法第十三条及び前二項に規定する業務のほ

要な資金に充てるための資金の交付を行うことができる。国を連絡する鉄道施設であって国土交通大臣が定めるものの改修に必

(投資)

投資することができる。
該業務と密接に関連する事業で当該業務の円滑な遂行に資するものに第十三条第一項及び第二項に規定する業務の一部を行う事業並びに当第二十一条 機構は、国土交通大臣の認可を受けて、機構の委託により

2 (略

(補助金)

第二十六条 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、機構による

」という。)が、それぞれ負担する。 第三十七条の規定により事業団が負担することとされていた費用につ 承 後は機構法附則第二条第一項の規定により公団の土地その他の資産を 日 0) 年法律第百八十号。 法 いては、 継する独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 本鉄道建設公団 間は附則第二条の規定により事業団の土地その他の資産を承継する (昭和六十一年法律第九十三号。 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法 (以下「公団」という。 以 下 「機構法」という。)の施行の日の前日まで 以下「改正前施行法」という。) が、 機構法の施行の日以 (以 下 (平成十四 「機構

(機構の業務に関する特例)

第十三条 (略)

2 (略)

(新設)

の認可を受けなければならない。機構は、前項に規定する業務を行おうとするときは、国土交通大臣

3

(投資)

務の円滑な遂行に資するものに投資することができる。。)の一部を行う事業並びに特例業務と密接に関連する事業で特例業第十三条第一項及び第二項に規定する業務(以下「特例業務」という第二十一条 機構は、国土交通大臣の認可を受けて、機構の委託により

2 (略)

(補助金

|第二十六条||政府は、予算の範囲内において、機構に対し、機構による

めに必要な補助金を交付するものとする。第十三条第一項及び第二項に規定する業務の確実かつ円滑な実施のた

(特例業務勘定等)

しなければならない。 区分し、特別の勘定(以下「特例業務勘定」という。)を設けて整理以下「特例業務」という。)に係る経理については、その他の経理と第二十七条 機構は、第十三条第一項から第三項までに規定する業務(

2 · 3 (略)

4 費用に充てるため 則第八条において同じ。 から建設勘定 - 業団法附則第九条第二項第一号に規定する鉄道施設の改修に要する 構 は、 機構法第十七条第一 (機構法第十 国土交通大臣の に繰り入れることができる。 七条第 項及び第 |項に規定する建設勘定をいう。 承認を受けた金額を特例 項の規定にかかわらず、 旧 附

(機構法等の特例)

第二十八条 での業務」と、 販売、 とあるのは「若しくは第二十二条第二項又は債務等処理法第十三条第 法律(以下「債務等処理法」という。)第十三条第一項から第三項ま るのは「業務並びに日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する から第三項まで」とする。 四項若しくは第二十一条第一項」と、 われる場合には、 第十三条」とあるのは 法律」とあるのは「この法律又は債務等処理法」と、 土地の売買」と、 第十三条第一項から第三項までの規定により特例業務が行 機構法第二十五条第一号中「又は第二十二条第二項」 機構法第十条第一項第四号中「販売」とあるのは「 機構法第十九条第一項第一号中「業務」とあ 第十三条及び債務等処理法第十三条第一項 機構法第三十一条第一号中「こ 同条第二号中

2 (略)

3 前条第四項の規定による繰入れが行われる場合には、機構法第二十

とする。 特例業務の確実かつ円滑な実施のために必要な補助金を交付するも

(特例業務勘定)

しなければならない。 区分し、特別の勘定(以下「特例業務勘定」という。)を設けて整理第二十七条 機構は、特例業務に係る経理については、その他の経理と

2 · 3 (略)

(新設)

(機構法等の特例)

第一 くは第二十一条第一項」と、 条」とあるのは とあるのは「この法律又は債務等処理法」と、 は「業務並びに日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律 る場合には、 は「若しくは第二十二条第二項又は債務等処理法第十三条第三項若し 一十八条 (以下「債務等処理法」という。)第十三条第一項及び第二項の業務 一項」とする。 土地の売買」と、 機構法第二十五条第一号中「又は第二十二条第二項」とあるの 第十三条第一項及び第二項の規定により特例業務が行わ 機構法第十条第一項第四号中「販売」とあるのは 第十三条並びに債務等処理法第十三条第一項及び第 機構法第十九条第一項第一号中 機構法第三十一条第 同条第二号中 一号中 「業務」とあるの 「この法律」 「第十三 「販売

2 (略

(新設)

の法律」とあるのは「この法律又は債務等処理法」とする。」という。)第二十七条第四項」と、機構法第三十一条第一号中「こ有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(以下「債務等処理法五条第二号中「又は第二項」とあるのは「若しくは第二項又は日本国

阿則

(機構の行う特別債券の発行等の業務)

次の業務を行うことができる。 第四条 機構は、機構法第十三条に規定する業務及び特例業務のほか、

債券(以下この条において「特別債券」という。)を発行すること 引き受けるべきものとして、 社をいう。 律 旅客会社 平成二十四年三月三十一日までの間、その利子に係る収入による 昭 和六十 (旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法 以下同じ。)の経営の安定を図るため、 一年法律第八十八号) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別 第 一条第 項に規定する旅客会 当該旅客会社が

二 (略)

の引受けに要する資金に充てるための資金を無利子で貸し付けるこ一 平成二十四年三月三十一日までの間、旅客会社に対し、特別債券

2~8 (略)

(機構の行う会社等への助成金の交付等の業務)

第五条 ため 項に規定する会社 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第 規定する業務並びに特例 次の業務を行うことができる。 機構は、 令和十三 (以 下 業務及び前条第 年三月三十 「会社」という。 日までの間 項に規定する業務のほか、 の経営基盤の強化を図る 機構法第十三条に 一条第三

附則

(機構の行う特別債券の発行等の業務)

券(以下この条において「特別債券」という。)を発行すること。
 及び第二項に規定する業務のほか、次の業務を行うことができる。
 及び第二項に規定する業務のほか、次の業務を行うことができる。
 第四条機構は、機構法第十三条に規定する業務並びに第十三条第一項

一 (略)

充てるための資金を無利子で貸し付けること。び四国旅客鉄道株式会社に対し、特別債券の引受けに要する資金に三 平成二十四年三月三十一日までの間、北海道旅客鉄道株式会社及

2~8 (略)

貸付け及び助成金の交付の業務)(機構の行う旅客鉄道株式会社等の鉄道施設等の更新等に係る無利子

第五条 関する法律 規定する業務のほか 会社に対し、 に規定する業務並びに第十三条第 機構は、 (昭和六十一年法律第八十八号) 第 老朽化した鉄道施設等(鉄道事業法(昭和六十一年法律 平成三十三年三月三十 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道 項及び第一 日 までの間 一条第三項に規定する 機構法第十三条 に前条第 株式会社に 項に

必要な資金に充てるための助成金の交付を行うこと。

「対し、老朽化した鉄道施設等の更新その他の鉄道施設等の整備にに対し、老朽化した鉄道施設等の更新その他の鉄道施設等の整備とに対し、老朽化した鉄道施設等の関新その他の鉄道施設、設備又は車会社及び鉄道施設等(鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号

必要な資金を出資すること。
う。)をいう。)の整備(これに関する調査を含む。)及び管理に有四十五年法律第九十号)第二条第二項に規定するプログラムをい備、機器、装置又はプログラム(情報処理の促進に関する法律(昭 会社に対し、当該会社の生産性の向上に資する施設等(施設、設

条第一 道 (令和三年法律第 .清算事業団の債務等の処理に関する法律等の 会社に対し、 項の規定による貸付金に係る債権の全部又は 第十三条第二項の規定による貸付金又は日本国有鉄 号) 第 条の規定による改正 部を改正する法律 部を出資する 前 0 附則 第五

2~4 (略)

5

処理法附則第五条第一項」とする。と、同条第二号中「第十三条」とあるのは「第十三条及び債務等という。)附則第五条第一項第一号及び第二号の業務」と、機構法第という。)附則第五条第一項第一号及び第二号の業務」と、機構法第という。)附則第五条第一項第一号及び第二号の業務」と、機構法第と前項第一項第一号中「業務」とあるのは「業務並びに日本国有法第十九条第一項第一号中「業務」とあるのは「業務並びに日本国有法第十九条第一項第一号中「業務」とあるのは「業務並びに日本国有法第十九条第一項第一号中「業務」とあるのは「業務並びに日本国有法第十九条第一項の規定により同項に規定する業務が行われる場合には、機構

.機構の行う利子補給金の支給の業務)

付け(令和三年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間に締結下が指定する金融機関が行う会社の経営基盤の強化に必要な資金の貸別判第四条第一項及び前条第一項に規定する業務がびに特例業務がびに、機構は、機構法第十三条に規定する業務がびに特例業務がびに

の無利子の資金の貸付け又は助成金の交付を行うことができる。経営基盤の強化に必要な鉄道施設等の整備に必要な資金に充てるため備又は車両をいう。以下この項において同じ。)の更新その他会社の第九十二号)第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する施設、設

2~4 (略)

5

一項」とする。

一項」とする。

一項」とする。

一項」とする。

一項」とする。

一項」とする。

一項」とする。

(新設)

子補給金を支給することができる。 した契約に基づくものに限る。) について、当該金融機関に対し、利

- | かかわらず、特例業務勘定において行うものとする。 | 3 第一項に規定する業務に関する経理は、第二十七条第一項の規定に
- 5 4 第 という。 財務大臣に協議しなければならない。 鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律 法第十九条第一項第一号中「業務」とあるのは 国土交通大臣は、 号中 項の規定により同項に規定する業務が行われる場合には、 「この法律」とあるのは 附則第六条第一 第二項の規定による認可をしようとするときは、 項に規定する業務」 「この法律又は債務等処理法」 。 以 下 と、 「業務並びに日本国有 機構法第三十 「債務等処理法」 機構

(機構の行う会社の土地の取得等の業務)

則第六条第一

項」とする。

[条第]

二号中

「第十三条」とあるのは

「第十三条及び債務等処理法附

、当該会社の事業の用に供されていないものの取得を行うこと。本国有鉄道改革法第二十二条の規定により承継されたものであって一 令和十三年三月三十一日までの間、会社の所有する土地のうち日

- | 認可を受けなければならない。 | 機構は、前項第一号の業務を行おうとするときは、国土交通大臣

(新設)

- かかわらず、特例業務勘定において行うものとする。 第一項に規定する業務に関する経理は、第二十七条第一項の規定に
- 財務大臣に協議しなければならない。 国土交通大臣は、第二項の規定による認可をしようとするときは、

5

及び第一 機構法第三十一条第一号中 債務等処理法」 務等処理法」 務並びに日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律 則第七条第一 するとき」とあるのは えて適用する場合」 資産処分業務並びに同項第二号及び第三号の業務」と、 書中) 売買」 「場合」とあるのは「場合及び附則第七条第五項の規定により読み替 第一 条中 債務等処理法附則第七条第 「債務等処理法」という。) |の債務等 一号及び第三 機構法第十条第一 項の規定により 三号の業務を行う場合を除く。 「という。 「供するとき」 の処理に関する法律 と 項の規定により同項第二号及び第三号の業務を行う場合 機構法第十九条第一 という。 一号の業務」 同条第二号中 と とあるのは とあるのは 同 「供しようとするとき 項第四号中 通則法第三十条第二項第六号中 頭に規定する業務が 附則第七条第 「この法律」とあるのは と 附則第七条第一項に規定する業務」と、 項 「第十三条」 (平成十年 項第 「という。 「供するとき並びに債務等処理法附 とする。 「販売」 資産処分業務」とあるのは 一号中 لح 項 法 とあるのは とあるのは 律第百三 の規定により 行われる場合に 「業務」とあるの (日本国有鉄道清算事業 並びに附則第七条 通則法第四 「この法律又は債 一十六号。 第二十九条中 「供しようと 「第十三条及 「販売、 + 同 項第二号 は 八条ただ 以 下 は 以 下 第十 土地 第 「業

(区分経理の特例)

の建設に関するものに係る借入れに係る債務の償還及び当該債務に係る事業のうち平成五年度から平成九年度までの間に行われた鉄道施設規定にかかわらず、機構法第十三条第一項第一号に掲げる業務に関す第八条 機構は、機構法第十七条第一項の規定及び第二十七条第一項の

区分経理の特例

の建設に関するものに係る借入れに係る債務の償還及び当該債務に係る事業のうち平成五年度から平成九年度までの間に行われた鉄道施設規定にかかわらず、機構法第十三条第一項第一号に掲げる業務に関す第六条 機構は、機構法第十七条第一項の規定及び第二十七条第一項の

た金額を、特例業務勘定から建設勘定に繰り入れることができる。務の運営に支障のない範囲内の金額として国土交通大臣の承認を受け規定による積立金の額に相当する金額のうち、特例業務勘定に係る業条第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後の同条第一項のて、特例業務勘定における平成二十二事業年度に係る通則法第四十四る利子の支払に要する費用に充てるため、平成二十三事業年度におい

2 (略)

業務勘定から建設勘定に繰り入れることができる。 業務勘定から建設勘定に繰り入れることができる。 障のない範囲内の金額として国土交通大臣の承認を受けた金額を特例における日本貨物鉄道株式会社の同号に規定する鉄道線路の使用に係における日本貨物鉄道株式会社の同号に規定する鉄道線路の使用に係にかかわらず、機構法附則第十一条第一項第一号に掲げる業務に必要機構は、機構法第十七条第一項の規定及び第二十七条第一項の規定

4·5 (略)

第九条~第十三条 (略

た金額を、 務の運営に支障のない範囲内の金額として国土交通大臣の 規定による積立金の額に相当する金額のうち、 条第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後の同条第一項 する建設勘定をいう。 る利子の支払に要する費用に充てるため、平成二十三事業年度に できる。 特例業務勘定における平成二十二事業年度に係る通則法第四十四 特例業務勘定から建設勘定 以下この条において同じ。 (機構法第十七条第二項に規定 特例業務勘定に係る業)に繰り入れること 承認を受け お \mathcal{O}

2 (略)

3

例業務勘定から建設勘定に繰り入れることができる。 支障のない範囲内の金額として国土交通大臣の承認を受けた金額を特 係るものに限る。)に充てるため、特例業務勘定に係る業務の運営に 間における日本貨物鉄道株式会社の同号に規定する鉄道線路の便用に 間における日本貨物鉄道株式会社の同号に規定する鉄道線路の運営に の使用に 機構は、機構法第十七条第一項の規定及び第二十七条第一項の規定

4 · 5 (略)

第七条 | 第十一条 (略

改

正

案

社債及び借入金)

第五条 際して株式、 という。)を引き受ける者の募集をし、 集新株予約権(第十六条及び同号において「募集新株予約権」という 入れようとするときは、 しくは新株予約権を発行し、 号に規定する短期社債を除く。 に規定する短期社債を除く。 おいて「新株」という。)、同法第二百三十八条第一項に規定する募)若しくは同法第六百七十六条に規定する募集社債 項に規定するその発行する株式(第十六条及び第二十一条第二号に 振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号 会社は、 社債(社債、 会社法(平成十七年法律第八十六号)第百九十 国土交通大臣の認可を受けなければならない 株式等の振替に関する法律第六十六条第一 第二十 又は弁済期限が 第二十一条第二号において同じ。)若 一条第二号において「募集社債」 株式交換若しくは株式交付に 一年を超える資金を借り (社債、 株式等 九条第

2 3 略

旅客会社の経営安定基金

第十二条 (略

2

(略

3 が資本金、 :じめ国土交通大臣の承認を受けたときは、 基金は、 準備. 取り崩してはならない。 金及び基金の総額に満たなくなつた場合におい ただし、 この限りでない。 当該旅客会社の純資産額 てあら

4 社の純資産額が資本金、 前項ただし書の規定により基金を取り崩した後において当該旅客会 準備金及び基金の総額を超えることとなつた

4

純資産額が資本金、

準備金及び基金の総額を超えることとなつたとき

現

行

株、

社債及び借入金

第五条 う。)を引き受ける者の募集をし、 規定する短期社債を除く。 振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に 新株予約権(第十五条及び同号において「募集新株予約権」という。 うとするときは、 新株予約権を発行し、 規定する短期社債を除く。 て株式、社債 いて「新株」という。)、同法第二百三十八条第一項に規定する募集 項に規定するその発行する株式(第十五条及び第二十条第二号にお 若しくは同法第六百七十六条に規定する募集社債 会社は、会社法(平成十七年法律第八十六号) (社債、 国土交通大臣の認可を受けなければならない。 又は弁済期限が 株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に 第二十条第二 第二十条第二号において「募集社債 株式交換若しくは株式交付に際し 二号において同じ。 一年を超える資金を借り入れ (社債、 第百九十)若しくは 株式等の とい -九条:

2 3 略

、旅客会社の経営安定基金)

第十二条 (略

2 (略

3 本金、 め 国土交通大臣の承認を受けたときは、 前項ただし書の規定により基金を取り崩した後において当該会社 基金は、 準備金及び基金の総額に満たなくなつた場合におい 取り崩してはならない。ただし、当該会社の純資産 この限りでな てあらかじ | 額が資

の金額に達するまで、基金に組み入れなければならない。ときは、その超える部分の額に相当する金額を、基金の金額が第一項

5 • 6 (略)

(旅客会社による関係地方公共団体への協力)

つて当該旅客会社の経営基盤の強化に資するものを実施するときは、業に係る路線の利用の促進又は利用者の利便の向上に関する事業であ第十三条 旅客会社は、関係地方公共団体が当該旅客会社の営む鉄道事

第十四条~第十六条 (略

これに協力しなければならない。

(罰則)

をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。
以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為して、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年きは、その職務を行うべき社員)、監査役又は職員が、その職務に関第十七条(会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であると)

2 (略)

第十八条 (略)

第四条の例に従う。第十九条第一項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)

2 (略)

場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与(会告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した第二十条 第十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報

額に達するまで、基金に組み入れなければならない。は、その超える部分の額に相当する金額を、基金の金額が第一項の金

5 · 6 (略)

(新設)

第十三条~第十五条 (略)

(罰則)

をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。 以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為して、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年きは、その職務を行うべき社員)、監査役又は職員が、その職務に関第十六条 会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であると

2 (略)

第十七条 (略)

第四条の例に従う。第十八条第一項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)

2 (略)

場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与(会告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した第十九条。第十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報

職員は、二十万円以下の罰金に処する。 計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、 監査役又は

第 員又は監査役は、 した会社の取締役、 $\overline{+}$ 一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為を 百万円以下の過料に処する。 執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社

一 ~ 七 (略)

第十四条第二項の規定による命令に違反したとき。

第二十二条 (略)

附 則

(旅客会社による特別債券の引受け)

第十三条 る法律 貸付けに係る貸付金をもつて同項第一号に規定する特別債券(以下単 に「特別債券」という。)を引き受けるものとする。 附則第四条第一項第三号の規定による貸付けを受けたときは、 (平成十年法律第百三十六号。 旅客会社は、 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関す 以下 「債務等処理法」という。 当該

2 るところにより、 旅客会社は、 特別債券に係る経理については、国土交通省令で定め その他の経理と区分して整理しなければならない。

2

3 略

(旅客会社の基金に係る資産からの貸付け)

第十四条 令で定めるものから貸付けを行うものとする。 法律第百八十号) 借入れの申込みを受けたときは 独立 旅客会社 行政法人鉄 附則第十一条第 は 道 独立行政法人鉄道建設 建設 運輸施設整備支援機構法 項第六号の規定による長期借入金 基金に係る資産のうち国土交通省 運輸施設整備支援機構 平 成 八十四年

> 計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、 職員は、 二十万円以下の罰金に処する。 監査役又は

第二十条 又は監査役は、 た会社の取締役、 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をし 百万円以下の過料に処する。 執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員

一 ~ 七 (略)

第十三条第二項の規定による命令に違反したとき。

第二十一条 (略

附 則

第十三条 国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律 (特別債券の引受け) 北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社は、 (平成十年法律第百

は、 三十六号)附則第四条第一項第三号の規定による貸付けを受けたとき (以下単に「特別債券」という。 当該貸付けに係る貸付金をもつて同項第一号に規定する特別債券)を引き受けるものとする。

係る経理については、 経理と区分して整理しなければならない。 北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社は、特別債券に 国土交通省令で定めるところにより、 その他の

3 (略)

(新設)

日 本

(日 オ ラ ー	会は土及が日本貨勿失道朱式公土こ場計る去事(召中六十一手去事等)同条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は旅客鉄道株式	える額を資本金として計上しないことができる。この場合において、	十五条第二項の規定にかかわらず、当該出資された額の二分の一を超	規定による出資を受けるため株式を発行するときは、会社法第四百四	第十五条 会社は、債務等処理法附則第五条第一項第二号及び第三号の	(会社法の特例)
		1			(新設)	

_	_
何	
緞	Ŕ
音	
ケ	Ì
1	ţ
랟	Z
I	_
卋	ß
ら	Ì
_	_

務を行うものとする。 第十一条 機構は、当分の間、第十三条に規定する業務のほか、次の業(業務の特例) 附 則	(区分経理等) (区分区分析での定域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域	改正案
務を行うものとする。 (業務の特例) 開 則	第十七条 (区分経理等) (新設) (新設)	
		現
第十三条に規定する業務のほか、		行
次 の 業 		

一~五 (略)

ら長期借入金を借り入れること。一項に規定する旅客会社の経営の安定を図るため、当該旅客会社かどもにその利子に係る収入による旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄ともにその利子に係る収入による旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄

子の支払を行うこと。

一十一前号の規定による長期借入金の償還及び当該長期借入金に係る利

八 (略)

- 則第七条第一項第二号及び第三号に規定する業務を行うこと。一当分の間、債務等処理法第十三条第一項から第三項まで並びに附

二 (略)

- 項及び第七条第一項第一号に規定する業務を行うこと。四一令和十三年三月三十一日までの間、債務等処理法附則第五条第四

3~8 (略)

国土交通大臣が定める。法は、旅客会社の経営状況、市場金利の動向その他の事情を勘案して多の第一項第六号の規定による長期借入金の利率、償還期間及び償還方ののでは、

10

らに附帯する業務」とあるのは「、附則第十一条第一項第二号の業務三項」とあるのは「第十三条第三項」と、同項第二号中「並びにこれは「第十号並びに附則第十一条第一項第一号の業務並びに」と、「同条第七条第一項第一号中「第六号までの業務及び」とあるのは「第六号まは「第十号並びに附則第十一条第一項第四号に掲げる業務」と、第十務が行われる場合には、第十一条中「第十号に掲げる業務」とあるの第一項、第三項及び第五項の規定によりこれらの規定に規定する業

一~五 (略)

(新設)

(新設)

六 (略)

2

9のとする。 機構は、第十三条及び前項に規定する業務のほか、次の業務を行う

一 当分の間、債務等処理法第十三条第一項及び第二項に規定する業ものとする。

務を行うこと。

(略)

一 債務等処理法附則第四条第一項第二号に規定する業務を行うこと

に規定する業務を行うこと。四一令和三年三月三十一日までの間、債務等処理法附則第五条第一四

項

3~8 (略)

(新設)

らに附帯する業務」とあるのは「、附則第十一条第一項第二号の業務三項」とあるのは「第十三条第三項」と、同項第二号中「並びにこれは「第十号並びに附則第十一条第一項第一号の業務並びに」と、「同条第七条第一項第一号中「第六号までの業務及び」とあるのは「第六号ま七条第一項第一号中「第六号までの業務及び」とあるのは「第六号まる。第十号が行われる場合には、第十一条中「第十号に掲げる業務」と、第十9 第一項、第三項及び第五項の規定によりこれらの規定に規定する業

第十一条」とあるのは する業務」 事 同条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧事業団 三条」とあるのは 読み替えて適用する場合を含む。 及び第九号の業務並びにこれらに附帯する業務」と、第二十九条中「 なおその効力を有するものとされる旧事業団法第二十条第一項第八号 らに附帯する業務並びに附則第十一条第三項の業務」と、 するものとされる旧事業団法第二十条第一項第二号の業務並びにこれ から第七号までの業務及び同条第五項の規定によりなおその効力を有 同 附則第十一条第一 号から第四号まで及び第七号の業務並びに同条第五項の規定により 項第一号中「業務」とあるのは 業団法第二十条第一項第八号及び第九号の業務並びにこれらに附帯 第二十条第一 項第四号 びに同条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧 と 中「業務」とあるのは 項第二号、 同項第三号中 項第三号の業務並びにこれらに附帯する業務」と、 「第十三条、 「第十一条 第八号及び第九号」とする。 「これらに附帯する業務」とあるの 附則第十一条第一項及び第三項並びに) と、 「業務並びに附則第十一条第一項第 「業務、 (附則第十一条第十項の規定により 第三十一条第二号中 附則第十一条第一項第四号 第十九条第 第十 は \neg

(略

(財務大臣との協議)

ならない。 第十三条 国土交通大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければ

一 (略)

二 (略)

のは 用する場合を含む。 あるのは 業務並びにこれらに附帯する業務」と、第二十九条中「第十一条」と 号から第四号までの業務並びに同条第五項の規定によりなおその効力 項第一号中「業務」とあるのは「業務並びに附則第十一条第一項第 する業務」と、 事業団法第二十条第一項第八号及び第九号の業務並びにこれらに附 規定によりなおその効力を有するものとされる旧事業団法第二十条第 を有するものとされる旧事業団法第二十条第一項第八号及び第九号の に附帯する業務並びに附則第十一条第三項の業務」と、 るものとされる旧事業団法第二十条第一項第二号の業務並びにこれら 及び第五号の業務並びに同条第五項の規定によりなおその効力を有す 同 附則第十一条第一項第三号の業務並びにこれらに附帯する業務」と、 項第二号、 「項第四号中「業務」とあるのは「業務、 びに同条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされ 「第十三条、 「第十一条 第八号及び第九号」とする。 同項第三号中 附則第十一条第一項及び第三項並びに同条第五項の) 」 と、 (附則第十 第三十一条第二号中 「これらに附帯する業務」とあるの 一条第九項の規定により読み替えて適 附則第十一条第一項第四 「第十三条」とある 第十九条第 る旧 は

10 (略

(財務大臣との協議)

一 (略)

(新設)

一 (略)

- 15 -

 \bigcirc 外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律(平成八年法律第七十一号) 沙) (附則第五条関係) (傍線部分は改正部分)

」を「並びに第十三条第三項」と、同項第三号」に改める。する業務」の下に「並びに同条第三項」を加え、「」と、同項第三号三条第三項」を「第十三条第四項」に改め、「「並びにこれらに附帯		附則改正案
十三条第三項」と、同項第三号」に改める。に「並びに同条第三項」を加え、「」と、同項「第十三条第四項」に改め、「「並びにこれら		附 則 現 行